

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の改正について

2021年1月25日 HIV/エイズ分野 NGO/NPO 有志声明

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 に対応するための新型インフルエンザ等特別措置法、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の改正案が 2021年1月22日、閣議決定されました。新型コロナウイルス感染症に罹患した人が入院勧告を拒否し、病原ウイルスに感染した可能性がある人が積極的疫学調査・検査を拒否した場合は罰則を設けることが盛り込まれています。

感染症法は 1999年4月に施行された法律です。明治 30(1897)年制定の伝染病予防法をはじめ、性病予防法、エイズ予防法のいわゆる予防 3 法を廃止・統合して制定されました。その背景には、結核やハンセン病の患者・感染者に対する強制的な隔離収容政策など著しい人権侵害への反省があります。1980年代以降も HIV 陽性者への診療拒否や就労などの差別がしばしば引き起こされてきました。感染症法の前文はこう述べています。

「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている」

また、第2条でも「新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」としています。廃止 3 法が専ら予防に重点を置いていたのに対し、感染症法は、予防と同時に治療とケアの提供にも目配りしなければ、社会が感染症に対応することはできないとの認識を明確に示しているのです。

我が国がいま直面している新型コロナウイルス感染症の流行にも、感染症法成立の趣旨を踏まえ、相談や療養への支援を重視する必要があります。罰則を設け、強制的な措置で臨むことは、倫理面だけでなく、検査を拒否し、症状を隠すなどの行動を促し感染状況の把握を困難にします。結果として感染の拡大を招くことにもなります。

とりわけパンデミック期には感染への不安や恐怖の感情が社会に広がります。その不安や恐怖を克服し、効果的かつ妥当な対策を実現するには、感染に苦しむ人を排除し、社会的により苦しい立場に追い込むのではなく、治療が必要な人には治療を提供し、対策への協力をお願いしたい人たちには安心して協力ができる条件を整える必要があります。

感染の拡大を適切に予防する観点からも、新型コロナウイルス感染症に罹患した人や感染の可能性のある人に懲役刑あるいは罰金刑を科す条項を設けることには反対です。